

**第9期**  
**白井市高齢者福祉計画・**  
**白井市介護保険事業計画**  
**(令和6年度～令和8年度)**

**目を配り、手を差しのべる**  
**しろいの生き生きプラン**

**概要版**

**白井市**

# 1

## 計画策定の背景

白井市では、平成12年に策定した白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の当時のスローガン「目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン」と基本目標「地域で支える高齢化」を現在もスローガン、計画目標として掲げ、今期で第9期を迎えます。

この間、超高齢社会に突入し、第9期は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を計画期間に位置づける計画となります。

これまで、国では、社会保障改革を進め、介護保険事業においては、第6期計画以降地域包括ケアシステムの構築を段階的に進めてきました。

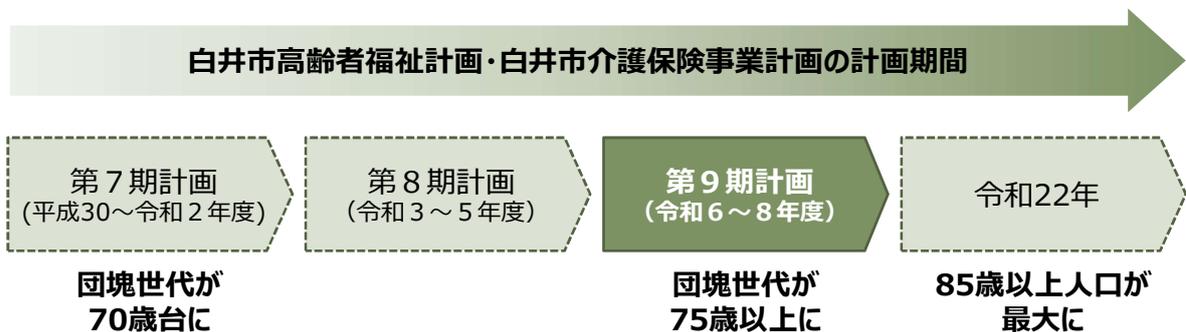
近年、白井市の総人口は減少傾向で推移している一方、高齢化率は増加傾向で推移しており、白井市における介護保険サービスをはじめとする高齢者の生活を支援するための制度・施策が引き続き必要となっています。

この度策定する「第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画」は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えつつ、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）等を踏まえながら、引き続き、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、介護保険制度の改正に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを目的とするものです。

# 2

## 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間ですが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、介護ニーズが高まる85歳以上人口が最大となる令和22年（2040年）を見据えて策定しています。



### 3

## 今後の高齢者人口と要介護者等の見通し

全国の人口は、平成20年（2008年）から減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も減少を続けていくことが予想されています。

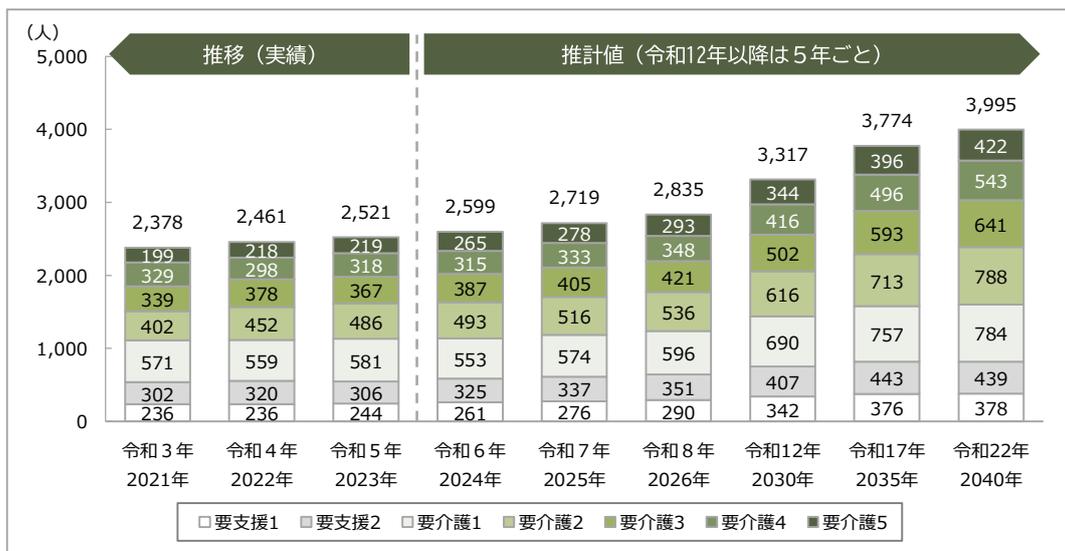
白井市では、平成30年（2018年）以降、総人口が減少に転じている一方で、65歳以上の高齢者人口は今後も増加することが予測されます。

■ 白井市の人口推計（住民基本台帳人口） ■



白井市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は、令和5年（2023年）8月末時点で2,521人となっています。令和3年（2021年）から令和5年（2023年）にかけては、要介護3が最も増えており、20.9%の増加となっています。

■ 白井市における要介護（要支援）認定者数の推移と見込み ■



## 4

### 第8期の主な取り組み

第7期計画と比較し、第8期計画において、進められた主な取り組みは次のとおりです。

#### (1) 地域包括ケアの推進

- 地域包括支援センターの運営強化
  - ・ 市直営の担当圏域の運営を委託し、基幹型センターの機能を強化
- 在宅医療・介護連携の推進
  - ・ ICTを活用した医療・介護従事者等の情報連携の構築
- 認知症施策の推進
  - ・ 本人ミーティングの開催
  - ・ 認知症パートナーによる活動の展開
- 住民主体の助け合い活動の推進
  - ・ 創出された助け合い活動を行う住民団体への助成

#### (2) 介護予防と社会参加の推進

- 介護予防事業の推進
  - ・ 介護予防のためのサロン・楽トレ体操など住民主体による団体への支援
  - ・ 介護予防事業と保健事業の連携による一体的な健康づくり

#### (3) 在宅生活への支援

- 外出支援の充実
  - ・ 福祉有償運送を行う団体への補助制度の創設
  - ・ 移動スーパーの実施
- 感染症対策
  - ・ 感染症に係る介護サービス事業者への支援として感染対策研修会を開催
  - ・ ワクチン接種のためのタクシー券の配布

#### (4) 介護保険事業の効果的な運営

- 介護人材対策
  - ・ 「介護・障害福祉サービス就職応援フェア」の開催
  - ・ 介護人材確保対策に関する情報提供
  - ・ 介護福祉士実務者研修等の補助の拡充

## 5

### 第9期計画に求められる取り組み

第8期計画までの取り組みの他に、第9期計画において求められている主な取り組みは次のとおりです。

#### (1) 地域包括ケアの推進

- 地域包括支援センターの適切な運営
  - ・ 地域住民の多様化、複雑化したニーズへの対応力の強化
- 在宅医療・介護連携の推進
  - ・ ICTを活用した医療・介護従事者等の情報共有ツールの更なる普及
- 認知症施策の推進
  - ・ 地域住民や団体、民間事業者などによる見守り支援体制の構築
- 住民主体の助け合い活動の推進
  - ・ 地域住民同士の助け合い活動の創設に向けた支援の充実
- 成年後見制度の利用促進
  - ・ 中核機関の設置に向けた検討

#### (2) 介護予防と社会参加の推進

- 介護予防事業の推進
  - ・ フレイル予防の概念を広め、身体機能の低下を抑えるための運動等、住民主体による介護予防の推進
  - ・ 生活習慣の見直し等を通じて、健やかな心身を維持していくことができるよう、保健事業との連携による一体的な健康づくりの推進
- 社会参加の推進
  - ・ 高齢者サロンやスポーツ、ボランティア活動など、地域で行われている活動への関心を高め、参加を促進

#### (3) 在宅生活への支援

- 在宅生活を継続するための支援
  - ・ 持続可能かつ有効なサービス実施に向けた検討
  - ・ 家族介護者への支援の充実
- 災害対策
  - ・ 福祉避難所の確保

#### (4) 介護保険事業の効果的な運営

- 介護人材対策
  - ・ 生産性向上の取り組みの検討
  - ・ 離職を防ぐ取り組み

## 基本理念と基本目標

本計画では、第8期計画までの考え方を継承しつつ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、「目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン」を計画のスローガンに定めます。

【計画のスローガン】

### 目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン



【基本目標】

### 地域で支える高齢化

市民一人ひとりが介護予防に取り組み、高齢になっても、介護が必要になっても地域での助け合いにより、安心して生き生きとした自分らしい生活が続けられるよう、地域共生社会の実現のため「地域包括ケアシステム」が充実したまちづくりを目指します。

#### 令和22年（2040年）の白井市の高齢者像・地域像

##### ■積極的な介護予防と社会参加

- 市民は、若い頃から健康づくりに取り組み、高齢期を迎えると日頃から介護予防に積極的に取り組んでいます。
- 高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に取り組み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいます。

##### ■地域での支え合い

- 隣近所、地域の住民同士で、見守りや声かけ、生活上の困りごとを助け合うなど、各自が自分にできることに取り組むことで地域ぐるみで支え合うまちになっています。
- 地域活動や民間事業者などとの連携により、買い物や通院などのための移動支援が確保され、安心して、出かけるのが楽しいまちです。

##### ■自分らしい生活の継続

- 医療・リハビリ・介護・生活支援・障害福祉サービスが一体的にマネジメントされ、認知症になっても、終末期を迎えても、自分らしい生活を続けることができます。
- 介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅生活を続けることができ、介護者も自らの生活と仕事を無理なく続けられます。
- 自宅での生活を基本としながら、心身の状態や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

##### ■持続可能なまち

- 介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用、介護給付の適正化等により個人・社会の費用負担が抑えられています。
- 医療・介護・障害福祉サービスが良好に育まれ、福祉が魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。
- 災害や感染症への体制が確保されており、高齢者が安心して生活しています。

## 第9期計画の基本方針

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、次の4つの基本方針を基に施策を展開していきます。

### 基本方針Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、希望を持って暮らすことができるよう、地域住民や民間企業、関係機関等との連携を図りながら、本人や家族への支援の充実を図ります。
- 高齢者が地域資源などを活用し、自身の能力を最大限に生かして、住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民が世代を超えて支え合う仕組みを住民と一緒に作ります。
- 困りごとを抱えている高齢者等を把握し、課題解決に向けた早期の支援が行えるよう、市民が相談しやすい環境づくりと様々な分野の関係機関との更なる連携を図り、円滑に支援できる体制を強化します。

### 基本方針Ⅱ 介護予防と社会参加の促進

- 市民が積極的に日々の介護予防・健康づくり活動に取り組んでいけるよう、知識や実践方法の普及啓発、介護予防や地域交流のための通いの場の充実と参加促進を進めます。
- 高齢者が要支援状態になっても、住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、自立支援に向けたリハビリテーション専門職との協働による支援を強化します。
- 高齢になっても、仕事や地域活動で活躍し、自らの生きがいと地域の活力を維持していけるよう、様々な参加機会の確保を進めます。

### 基本方針Ⅲ 在宅生活への支援

- 在宅での生活を続けていくためには、介護給付以外の生活支援サービスも必要であり、より有効なサービスとなるよう検討を進めます。
- 介護保険の認定状況に関わらず、必要な時に必要な支援が受けられるよう、介護が必要な高齢者が在宅での生活を継続していけるよう、家族介護者の思いが表出でき、介護に関する知識を得られる場の提供等を行います。
- 災害時、生命の安全を確保するため、福祉避難所の確保と避難支援が行えるよう体制を整備します。

### 基本方針Ⅳ 介護保険事業の効果的な運営

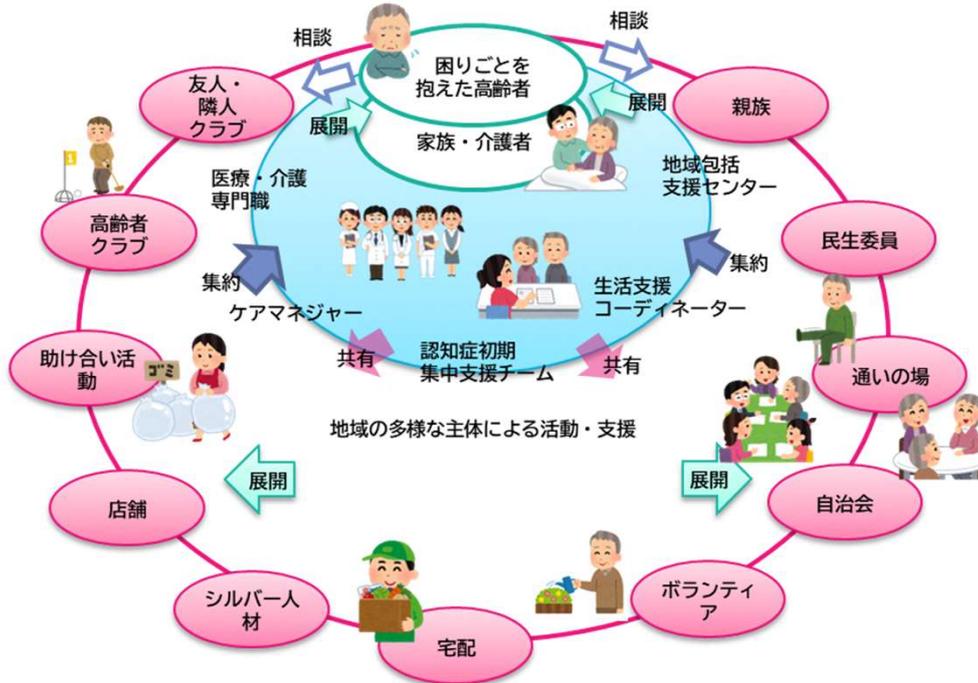
- 保険者として、介護保険サービスの効果的な提供、介護保険会計の健全な運営を進めるとともに、計画の進捗管理など将来に向けて、課題に1つずつ対応していけるよう、介護保険事業の適切な運営に努めます。

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、4つの基本方針を基に以下の施策を進めていきます。

考え方	基本方針	施策		
<b>〔基本理念〕</b> 地域で支える高齢化 <b>〔スローガン〕</b> 目を配り、手を差しのべる <b>しろいの生き生きプラン</b>	第1章 (基本方針1) 地域包括ケアシステムの推進	第1節 地域包括ケアシステムの推進	1 地域包括支援センター運営の充実 2 在宅医療・介護連携の推進 3 認知症施策の推進 4 生活支援体制整備の推進 5 地域ケア会議の運営	
		第2節 相談体制・権利擁護の推進	1 情報提供の充実 2 相談・課題把握体制の強化 3 成年後見制度の利用促進 4 虐待の防止 5 終末期・死後への備え	
		第2章 (基本方針2) 介護予防と社会参加の促進	第1節 介護予防の推進	1 介護予防の普及啓発 2 「通いの場」への参加促進 3 介護予防・生活支援サービスの推進
			第2節 高齢者の社会参加	1 高齢者の就労促進 2 地域活動への参加促進
	第3章 (基本方針3) 在宅生活への支援	第1節 日常生活における支援	1 日常生活の支援 2 外出の支援 3 介護に取り組む家族等への支援	
		第2節 安全・安心な体制づくり	1 防犯・交通安全対策の推進 2 災害対策の推進	
	第4章 (基本方針4) 介護保険事業の効果的な運営	第1節 介護保険サービスの推進	1 居宅サービス 2 地域密着型サービス 3 施設・居住系サービス 4 負担軽減サービス 5 サービス別給付費見込み	
		第2節 適正なサービス利用・提供の推進	1 介護給付適正化事業の実施 2 介護サービスの質の向上	
		第3節 健全な介護保険会計の運営	1 介護保険事業費の見込み 2 介護保険の費用負担(財源構成) 3 介護保険料の設定	
		第4節 持続可能な事業運営に向けて	1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討	

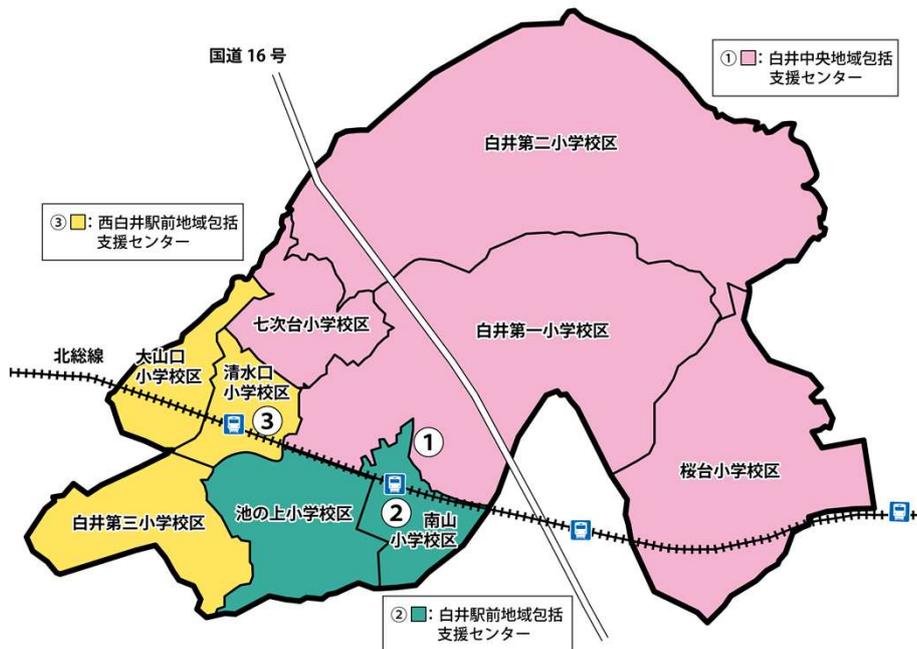
## 第9期計画における白井市の地域包括ケアシステム

■ 白井市の地域包括ケアシステムのイメージ図 ■



### 地域包括支援センター

市では、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することを目的に地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターを市内に3カ所設置しています。



## 介護保険料の設定

介護保険料は、3年の計画期間に利用すると見込まれるサービス量を計算し、そこから必要な給付費額を算出し、これを65歳以上の第1号被保険者数で割り返すことで、1人当たりの基準額（月額）を算定します。

第8期の白井市の介護保険料は、月額4,600円となっており、全国平均6,014円、県平均5,385円から見ても低く設定されていました。これは要介護・要支援認定率が低いことで、介護サービスの利用量が抑えられていることが要因と分析していますが、これも市民一人一人の健康意識の高さやウォーキング・体操など介護予防への取り組みによるものと考えられます。

### （1）第1号被保険者の介護保険料基準額

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料は、4,800円（基準月額）に設定します。基準額の積算過程は、下表のとおりです。

項目	見込額	備考
① 介護給付費見込額	13,110百万円	介護保険給付に係る費用3年分
② 地域支援事業費	719百万円	地域支援事業に係る費用3年分
③ 第1号被保険者負担金相当額	3,835百万円	第1号被保険者の保険料負担割合 (①+②) × 28% (②の一部は23%)
④ 基金繰入金	600百万円	介護給付費等準備基金からの繰入金
⑤ 繰越金等	50百万円	前年度から繰越される保険料の剰余金など
⑥ 保険料収納予定額	3,185百万円	③-④-⑤
⑦ 第1号被保険者保険料予定収納率	98%	保険料の収納率
⑧ 所得段階別補正後被保険者数	54,189人	所得区分により換算した3年間の65歳以上人口
⑨ 第1号被保険者保険料年額	57,600円	⑥ × ⑦ ÷ ⑧ 100円未満切捨て ※所得段階に応じた計算（標準月額 4,800円）をしています。

### （2）介護給付費等準備基金の活用

市では、介護保険事業の健全な財政運営を図るため、第1号被保険者の介護保険料の剰余金を介護給付費等準備基金として積み立てており、令和5年度末残額は7億4千万円となる見込みです。

この基金の運用について、国は「次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方である。」と示しつつも、その運用は保険者に委ねています。これを踏まえ、介護給付費等準備基金については、次期計画での保険料上昇を抑制するために活用することとします。

### (3) 所得に応じた適正な負担

介護保険料は、所得の低い人の負担が大きくなるように、また、所得に応じた負担となるように、本人と世帯の課税状況や所得に応じ段階的に設定されます。

国は、所得水準に応じたきめ細やかな介護保険料設定を行う観点から、今期大幅な所得段階の変更を行いました。それに伴い、市では一番所得の高い段階を多段階化し、全体を14段階に設定しました。また保険料率についても、国の見直しに合わせ変更しているところです。

### (4) 第1号被保険者介護保険料

段階設定	対象者		保険料率	保険料年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）		基準額×0.455 (基準額×0.285)	26,200円 (16,410円)	
第2段階	世帯全員が市民税非課税	前年の 公的年金等収入と 合計所得金額の合計が	80万円以下の人	基準額×0.60 (基準額×0.40)	34,560円 (23,040円)
第3段階			120万円超の人	基準額×0.65 (基準額×0.645)	37,440円 (37,150円)
第4段階			80万円以下の人	基準額×0.85	48,960円
第5段階	本人が市民税非課税 (世帯に課税者がいる)	前年の 合計所得金額が	80万円超の人 (基準額)	基準額×1.00	57,600円
第6段階	本人が市民税課税		120万円未満の人	基準額×1.20	69,120円
第7段階			120万円以上 210万円未満の人	基準額×1.30	74,880円
第8段階			210万円以上 320万円未満の人	基準額×1.50	86,400円
第9段階			320万円以上 420万円未満の人	基準額×1.70	97,920円
第10段階			420万円以上 520万円未満の人	基準額×1.90	109,440円
第11段階			520万円以上 620万円未満の人	基準額×2.10	120,960円
第12段階			620万円以上 720万円未満の人	基準額×2.30	132,480円
第13段階			720万円以上 820万円未満の人	基準額×2.40	138,240円
第14段階			820万円以上の人	基準額×2.50	144,000円

### (5) 将来の第1号被保険者介護保険料の見込み

サービス利用量は今後も増加し、介護保険料収納必要額も上昇していくことが見込まれます。第10期の介護保険料について、第9期計画の介護保険料算定と同様の試算を行った場合、介護保険料の基準月額は、5千円をゆうに超える金額となる予測です。

第9期 令和6年度～令和8年度（2024～2026）  
白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画

**目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン**  
**～地域で支える高齢化～**

---

編集・発行 白井市 福祉部 高齢者福祉課  
〒270-1492 千葉県白井市復1123番地  
電話 047-497-3473  
ホームページ <https://www.city.shiroi.chiba.jp/>